

大正四年六月二十一日第三種郵便物認可 (毎月一日一冊發行)

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號六第 卷六十二第

行發日一月六年三和昭

## 論叢

租税における强者の専横 . . . . . 法學博士 神戸 正雄

臺灣の小作制度 . . . . . 法學博士 河田 嗣郎

定期船事業に於ける運賃の最低限度 . . . . . 經濟學博士 小島昌太郎

## 說苑

近江商人の起源 . . . . . 經濟學士 菅野和太郎

助郷と農民の生活 . . . . . 經濟學士 大山敷太郎

## 雜錄

中央・地方財政に於ける租税配分 . . . . . 經濟學士 中川與之助

英國の産業合理化 . . . . . 經濟學士 大塚 一朗

銀行券の數量制限と正貨準備 . . . . . 經濟學士 楠見 一正

指數の研究 . . . . . 經濟學博士 沙見 三郎

## 附錄

本誌第二十六卷總目錄

(裝 轉 載)

# 經濟論叢

第二十六卷 第六號

(通論第百五拾六號)

昭和三年六月發行

## 論叢

### 租税に於ける强者の專横

神戸 正雄

緒言(本論の目的)

第一段 政治上の强者の專横 (一)事實(A)方法(B)動機(二)對策)

第二段 反道義的强者の專横 (一)事實(A)方法(i)立法者の期待に副ふものと否と(ろ)合法的のものと不合法的のものは(行政官と結託するものと否と)に種々なる方法(B)動機(C)助因(二)對策)

第三段 經濟上の强者の專横 (一)事實(A)方法(i)稀なる場合(ろ)最多くの場合(I)强者に負擔の歸する場合(a)强者の直接負擔となるもの(b)强者の間接負擔となるもの(2)弱者に負擔の歸する場合(a)强者から移すもの(b)弱者の移し得ざるもの(B)動機(C)助因(二)對策)

結論(全文の要旨)

## 緒言

租税公正は現代租税に於ける第一要求とせられる。随ふて立法者も常に之に留意し、出來るだけの苦心を拂つて之に適はしめやうとする。併し實際には可なり多く此が破らるゝ。其が何うして生ずるかといふのに、第一には立法に際しての公平の爲めの努力が實は往々にして表面であり又は枝葉の點についてであり、却て根本の重大な處で之を破つて居るといふことがあり、第二には行政上、税法の施行適用に當りて、人が行政官と結託して又は其目を掠めて逋脱を計り、時として公然と合法的脱税をも行ふ。第三には一旦納められた税に就いて轉嫁が行はれ、其爲め立法者の期待せざる負擔の歸着を生じ、彼れ是れ重なり合つて能力に應じた公平課税といふことのはれぬことになる。其が如何なる動力からして起るのかといふと、右の三様のものに共通した點は、結局、何等かの意味にての強者の利己心から出た專横に歸すべきものだといふ事である。そして第一のものは政治上の強者の專横から生じ、第二のものは反道義的強者の横着から生じ、第三のものは經濟上の強者の運動から生じて居る。租税公正が重要だといふときに、此等の強者の横暴から生じた不公正は嚴に之を匡正しなければならぬ。だからして此等の行はるゝ跡を尋ね、其動機及助因を明かにして、其對策を工夫するといふことは、決して無用事ではない。私は此目

的の爲めに茲に之を吟味して見る。

## 第一段 政治上の强者の專横

(一)事實——

(A)方法——政治上の强者は由來、自らの爲めに租稅特權を作らうとする(註一)。或は其負擔を軽くして、他階級者の負擔を重くしやうとする。茲に租稅に關する利益戰爭が起り(註二)、或は有産者對無産者の争となつて(註三)、或は其有産者が勢力を占むるときは直接税を輕易として間接消費税を重からしめ(註四)、或は無産者有力となれば反對に消費税を廢滅して所得稅財產稅相續税を累進的に重課することにもなる。或は有産者の中でも不動資本者と動的資本者との争となつて(註五)、互に其負擔を弱き方の者に移さうとする。此等の争は租稅歷史上に於ける争鬪の目星きものとして人の注意を引く所である。

(註一) エーベルヒは、人の或階級のものに、法律上又は事實上の關係からして公然又は隠然たる租稅特權を備へるの可能性が與へらるゝ。其の爲め其他の納稅者に愈々大なる負擔が加はるといふことによりて租稅回避が生じ得といふて居るが、其は之を指すのだ。

(註二) ベラフェルデスは、各階級租稅力の間に於ける租稅負擔の分配が利益戰爭を喚起する。其公共的なものの中に、各社會階級の國家權力に對する戰爭及、其社會階級相互間に於ける其が屬すといふて居る。<sup>2)</sup>

1) Eheberg, Fw. 18 & 19 Aufl. S. 216.

2) Bela Földes, Fw. 2 Aufl. S. 317.

(註三) セリグマンは、富の懸隔が著しくなり、下層社會が政治上無力な處では、土地所有者及商人が結合して、負擔を農業労働者及都市の工人に歸しやうとし、貴族的狀態の行はれない處では、労働者が有利となる。近代租税の歴史は主として此等階級争鬭の歴史だといふて居る。<sup>3)</sup>

(註四) セリグマンは、資本家及貨幣階級が間接税を工夫することによりて、負擔を轉嫁せんとしたといふて居る。<sup>4)</sup>

(註五) セリグマンは今や土地利益と貨幣利益、地代と利潤との間の争が初まるといふて居る。<sup>5)</sup>

(B) 動機——此運動は全く政治上の強者の利己心から出る。彼等が其勢力を自制して嚴重に公平なる租税制度を作ること努力することは望ましいけれども、利己心の働く以上、彼等が自己又は自己の屬する階級の利益の爲めに、負擔を免じ又は軽くして、他の階級者に之を負はさうとするのは自然の數としなければならぬ。處で政治上の強者又は強者階級は時として自己又は自己の所屬階級の爲めにするに止まらず、他の階級の利益の爲めに其勢力を濫用することがある。其が政治上並に經濟上の弱者の爲めだといふならば、強者の自制が行はれたものだとして賞めなければならぬが、其のやうな事はむしろ稀であつて、多くは經濟上の強者の爲めにし、此者からして何等かの報酬を取るといふことが多からう。然れば此は他階級の爲めにするが、其實は強者自身の利己の爲めにするのである。斯くて經濟上の強者は後に第三段にいふ如くにして經濟上に有利な地位に立つのみでなく、政治上の強者を使つて其地位を立法上にも有利に展開し得る。或は又政治上の強者が、政治上經濟上何れの意味にても弱き者の爲めにするといふこともあるが、其場合

3) Seligman, Essays in taxation. 10 ed. p. 13-14.

4) Seligman, l. c. p. 13.

5) Seligman, l. c. p. 13.

にも純粹なる正義觀から出發して之を爲すのは稀であり、何等か此弱者を利用せんとするの動機に出づることが多からうと思ふ。

(二) 對策——此政治上の強者の專横に對する匡正手段は如何といふのに、其は強者自身の自制が何よりも望ましいのだけれども、其の行はれぬ限りは、弱者にて其共同と、連衡との何れかに出づる外ない。つまり弱者が其共同利益の爲めに團結して強者に當るか、それでも尙方足らずといふときは、他の弱者の團體と連衡して強者に當り、不斷の運動を辛棒強く續けるのである。斯くて結局は彼等の從來受けたる過重負擔が緩められる。我邦の如きにも無産者はまだ十分に自覺して居らず、團結力が弱く、且つ分裂して居るので、大した仕事は出來まいが、併し段々と彼等が自覺したら、やがては却つて政治上の強者階級ともなり、今度は他のものが彼等に對して抗争しなくてはならぬことともなり、むしろ彼等に對して自制を望まなくてはならぬことともならう。

## 第二段 反道義的強者の專横

### (一) 事實

(A) 方法——税法の施行又は適用に際し、人が兎角、租稅行政に對抗して税を連脱しやうとする(註六)。其方法はい其の税から逃れやうとすることが恰も立法者の目的又は期待に副ふことがあ

る。例之、間地税や獨身税子無税にて税を免れやうとして間地を無くし結婚し出産することとなるが如きであるが、其は稀な場合であつて、税を逃れるのを立法者の好まぬことがむしろ多いのである。(ろ)或は遁脱が立法者の好むと好まざるに拘らず、合法的に行はるゝことがあり、不合法的に行はるゝことがある。各人は法律の解釋が許すだけにて自己に都合良く輕き負擔をしようと努める。立法者としては之を好まぬにせよ、此は或度まで致方なきことである。例之、關稅改正法施行前に見越輸入するが如きは致方なきことである。(は)或は行政官と結託して此者に若干の賄賂を使つて、立法者の好まざる、そして不合法的たる遁脱を行ふことがあり、或は行政官の目を掠めて之を行ふことがある。(に)それから遁脱の仕方は非常に複雑で、一體に動的資本に此が行はれ易いこと(註七)、並に相續税に遁脱方法の多様に存することは前論文、前々論文、並に前々々論文に指摘した通りであるが、其他、課税物件の隱匿(密輸入、密造、虚偽申告、印紙不貼用、二重帳簿備付)(註八)、低下評價などは可なり廣く色々の税に行はるゝ所であり、其他、所得税の如きにて、株券とすべきを社債として發行して第二種税のみ課せられることによりて負擔を輕易とすることがあり、株券に關し其第三種所得課税を逃れる爲めに、配當期に銀行の如き者に賣却するといふやうなことも行はれる。

(註六) ベラフェルデスは、各箇の租稅力の租稅行政に對する租稅負擔減少の爲めの争も亦た、租稅負擔分配上の利益戰爭に

屬すとして居る。<sup>6)</sup>

(註七) セリグマンは、資本家及貨幣階級が、遁脱又は財産税の緩みたる行政に依つて全く其負擔を逃れやうとして居ると指摘して居る。<sup>7)</sup>

(註八) エーベルヒは、各箇の人が、不法な方法にて即ち虚偽申告、納税義務額の沈黙、密輸入、賄賂等によりて、税を全部又は一部逃れることにて、租税回避が生じ得として居る。更らにエーグムは英國の事例を説き、此國にて稅務官に見せる爲めの帳簿と、自分自身の爲めの帳簿と二重帳簿を備へる外、稅務官に見せる爲めの利益簿きことを示めず帳簿と、銀行に見せる爲めの誇張した利益を現す帳簿と、自分の爲めの實際の帳簿との三重帳簿を作る例を擧げて居る。<sup>8)</sup>

(B) 動機——此の如き遁脱は何によりて生ずるかといふのに、其は全く各人の利己心から生ずるのであり、其の利己心が公共心よりも強い處からして生ずるのである。自己の經濟を豊かにしやうといふ、其れも他人や公共に迷惑を掛けても自分の經濟さへ良くなれば良いといふ動機から出るのである(註九)。つまり横着な考方、反道義的に強い心持から生ずるのである。尤も中には、重税に堪へずして遁脱を敢てしたといふものもあらうし(註一〇)、或は重税とか悪政に對する反感からして遁脱を敢てしたといふものもあらうし(註一一)、或は租税制度が不公平であつて、自分に對し過重になつて居るから遁脱を當然と考へるやうになりて之を敢てしたといふこともあらう(註一二)。此等は實に遁脱者の心情に於て恕すべきものがあり、此の如きの際には、當局者に於て政府に於て立法者に於て反省をしなくてはならぬのであるけれども、如何に政府の側に於て將た法律の方

6) Bela Földes, a. a. O. S. 317.  
7) Seligman, l. c. p. 13.  
8) Eheberg, a. a. O. S. 216, Needham, Income tax evasion. p. 25.



に於て不都合があるとしても、其は其れとして國民は之につき當局の反省を求むべく、其爲めの正當合法的の手段を取るべきものであつて、納税とは別に考へなくてはならない。此に於ける連脱其事は反公共的・反道義的、將た反法律的のとしても許すべからざるものである。或は時として連脱に興味を感じ、面白き遊戯的氣分に於て之を爲すものがあつたり(註一三)、或は其を大した惡事ではないとし、極軽く見るが爲めに之を行ふものもある(註一四)、けれども、此は全く租税についての理解を缺くものであり、此公共的大責務に屬する事を輕いものと見たり、之に反することを興味氣分で敢てするに至つては、心得違の甚しきものとしなければならぬ。

(註九) エーベルヒは、生計縮小の心配が租税連脱と共に轉嫁努力へも導くといふて居る。<sup>9)</sup>

(註一〇) ゲアロツフは、租税が其税率に於て或る一定の點(其は假令、時の經濟事情、法律事情、倫理的觀念によりて多少異るとも)を越へたときは、交通が税を回避することになる。其爲め税率の各の引上が、必ずしも之に相當して増進する所の稅收額を最早生じないことになるといふて居る。<sup>10)</sup>

(註一一) フェーレンバッツハは、租税の連脱は由來、警察行政及強制經濟に對する一反抗方法であつたが、今日は恰も此が正當防衛だといふて居る。<sup>11)</sup>

(註一二) スタンプは、一樣なる地位にある他の人々が其分前(相當の)を拂ふて居らぬといふことの感知が、或者をして自ら保護することゝならしむるといふて居る。<sup>12)</sup>

(註一三) スタンプは、國家が連脱に對し、或防禦的の工夫をしたからして、却つて之を無害に通じ抜けることに於ける或種の興味が或人には生じて居るといふて居る。<sup>13)</sup>

9) Eheberg, a. a. O. S. 215.

10) Gerloff, Steuerwirtschaft und Sozialismus. S. 6.

11) Führenbach, Finanzpolitik der Besitzlosen und Steuermoral. S. 33.

12) Stamp, The fundamental principles of taxation. p. 105.

13) Stamp, l. c. p. 105.

(註一四) スタンプは、詐欺の小さな形式、申告よりしての小さな脱漏、小さな密輸入、價値の過小評定などは、恐らく道義の稍低い標準に一致した所の行爲であるといふて居る。

(C) 助因——此遁脱の行はるゝ、動機は要するに、利己心、反道義心であり、横着な各箇人が之を行ふのであり、其爲め正直な者は重き負擔を受け、不正直な者が輕き負擔を負ふことになるが、併し之を助ける原因又は背景が別に存することを見逃してはならない。此遁脱は昔からしても見ないのでないが、近頃になつて一層多く之を見るのであり、つまり其は經濟及交通の進歩に負ふのである。其の爲めに課税物件、標準ともに複雑多様となり且つ場處的時間的に可動的のものが生じ、之が捕捉並に評定の六つかしくなつたといふこに因りて、遁脱が盛んになつたのである(註一五)。舊時の如くは、經濟幼稚であり交通十分に發達しなかつたときには、課税物件は極めて簡單なものであり、表現的外形的のものであり、不動的のものでもあつた。例之、極古い處で人頭税といひ粗なる地租といふやうなものばかり行はれたときには、課税物件、標準ともに全く明瞭であつた。だから捕捉、評定は簡單容易であり、如何に利己心強き人が之を遁脱しやうとしても遁脱のしやうがなかつたのである。それに加へて經濟の進まざる時代には各人の利己心も鋭敏ではなかつた。全く發達せなかつたとはいへないけれども強いものではなかつた。此點からしても遁脱は行はれることがなかつた。又少かつたのである。處が今日は、經濟進歩の結果、利己心

が鋭敏に働き、強烈に現はるゝことゝもなつて、夫の只さへ遁脱し易き條件ある所の課税物件及標準に就いて、之を盛んに行ふやうになつたのである。勿論、經濟の進歩といふことは、人々の孤獨生活を許さざることとなり、人々が益々多く他人、社會人に依存すといふことになりて、此依存、倚屬の關係を精神的道義的に解釋すれば、人は益々公共心を厚くし、利己のみならず、公共の爲めにも盡くすといふ心掛、利己を犠牲にしても公共に盡くすといふ心掛をも持たなくてはならぬ筈であるのであるが(註一六)、此の如き有機的社會觀は普通一般の人には入り悪いので、實際には人は益々、經濟の進歩に従ふて利己へ利己へと深入りする。遁脱の頻出は其結果である。

(註一五) エーベルヒは、近代の國民經濟が租税遁脱を有利とする。何となれば所得の多様なること並に、資本の可動なることとが、國家をして、租税力を締密且つ完全に通觀せしめることを不可能とするからといひ、チュツケは、容易に吟味すべからざる諸多の財産の推移が、愈々大なる度にて租税遁脱を可能とするといふて居る。<sup>15)</sup>

(註一六) セリグマンは、各箇の納税者は、實は彼れ獨立にては生活しない。彼は微妙且つ複雑なる有機體の一部を形成する。彼の利益は隣人の利益と不可分に結合して居るのだといふが、其の通りである。

(二) 對策——此遁脱防止策としては、其遁脱が經濟發達によりて助長せらるゝからといふて、之を阻止すといふことは、經濟發達の重要な爲めに出來ない。茲に於てか一方には税種の選定にも一層の注意を拂ひ、例之、所得税に配するに特別又は部分所得税を以てするよりは財産税を以てして、遁脱の集中偏傾を防止し、遁脱に對する法律上の制裁を嚴重にするのみでなく、其の社會上

15) Eheberg, a. a. O. S. 217. Zschucke, Steuerflucht, Kapitalflucht, Depotzwang. S. 7.

16) Seigman, l. c. p. 334.

の制裁をも進めるやうに導き、更には租税立法に際しても出来るだけの細心注意を拂ふて逋脱缺陷の穴を塞ぎ、そして稅務行政の改善を計つて、稅務官の官紀を嚴肅にし、且つ彼をして納稅務者の逋脱を觀破するの能力を養はしめなくてはならぬ。尙ほ其上にも一般國務を公正にして人民をして之に對するの不平不滿なからしめ、且つ又國務を出来るだけ緊縮して稅負擔の過重に苦しましむることなきやうにし、租稅負擔の配分の公正にも十分の注意をしなければならぬ。其等のみではなく、終りに特に人民の租稅道義心を向上せしめるやう、國民教育の一段の改良に努めなければならぬ。其他の事物が如何に改良されたとしても、此根底を成すべき國民の道義心が弛解して居ては、到底、逋脱を完全に防止することは出来ない。で私は我邦にても此點に一層の注意を押しんことを望んで已まない。

### 第三段 『經濟上の強者の專横』

#### (一) 事實

(A) 方法——人は一旦稅法に従つて納めた稅を轉嫁によりて他に移さうと努める。(い) 其際、不正の混物をしたたりして物の品質を劣惡として之を行ふやうなこともある。其は前の逋脱と齊しく反道德的に強き者、横着な者の仕方であるが、其は一時は人の目を掠めても、問もなく顯はれて永

續きせず、本當の成功を收めることは出來ず、自然の制裁を受けて、反省させられるであらう。或は排轉又は消轉を行ふことがある。其は工夫勤勉努力の賜であつて、其の爲め税の負擔が義務者自らの負擔でなくなることも出来るが、同時に他の何人もの負擔ともならずして、全體上非常に有利なるものであるから、此は對策を講じなくてはならぬやうな問題ではなく、前の場合と共に暫らく問題の外に置いて良い。また此等は實際界にさう多く現はれるものでもない。其處でる實際に最多く現はれる所の轉嫁といふと、其は人が經濟上の大勢を利用し、交通の世界に立つて需要供給の關係を巧みに計つて前轉し又は後轉するものである。そして其にては結局、大體にては經濟上の強者が弱者に負擔を移すことになるのであり(註一七)、其の爲め立法者の期待に反した不公平負擔ともなり得るのである。(1)尤も其が必ず強者から弱者へ移さるゝのみとは限らぬ。(a)右の轉嫁が行はれずして強者の直接負擔となり終ることがある。例之、奢侈的使用品税の如きは交通に交渉が殆んどないので(精密にいふと全く交渉なしとはいはれぬけれども)、使用者たる強者に止まるの傾がある(註一八)。(b)或は轉嫁が行はれて經濟上の弱者からして其強者へ逆に移さるゝこともあり得る。例之、勞働者の賃金に課せらるゝ所得税や、彼等が間接に負はせらるゝ所の生活必需品税の如きは、其が一應直接又は間接に彼等の負擔となつても、やがて彼等の能率の減退を生じて勢ひ其れだけを賃金の引上により補償せざるべからざることゝもなつて、企業者へ更に

は一般消費者へ轉嫁せしめらるゝことゝもなり(註一九)、或は勞働者の團結によりて雇主に轉嫁せしめらるゝことゝもなる(註二〇)。此等は見様によりては此場合企業者雇主が却つて弱者であり、勞働者が強者となつて居るともいへるけれども、併し又矢張り勞働者は能力の乏しき弱者であり、企業者雇主は之に比しては能力大なる強者だとも見るべく、そして此場合には經濟界自然の作用によりて弱者が其負擔を強者に移し得、又は弱者の自覺努力によりて齊しく之を達したものともし得る。そして此は見様によりては立法者の豫期に反した不公平となつたのだともいへるけれども、弱者から強者に負擔が移されたのだから、左まで不公平といふには足らず、只だ立法者の期待する所でないとはいはなくてはならない。(2) 他方、可なり多く、經濟上の強者から弱者に負擔を移すことに成功し又は弱者が強者に移さうとして移し得ぬといふことがある。(a) 例之、動的資本主は其強き經濟上の立場からして其利子税を借手といふ弱者に轉嫁するの容易だといふことは前論文にいふ通りであり、それから營業者は其負ふ所の所得税收益税消費税交通税を交通上、有らゆる機會を捕へて、消費者又は其他、彼と經濟交通上に關係ある者、取引者、地主、資本主、勞働者等へも移さんとし、時としては彼等の團結力によりて之を達することもあるし(註二二)、又之に依らずとも其れ自身の大なる資本力によりて、賣り急がず、買急がず、貸し急がず、借り急がず、相手の足許を見て適宜に行動して之を達することもある(註二三)。尤も此等の税にて

も間接消費税の如きは立法者としては消費者への轉嫁を期待して居るのだから(註三三)其點にて恕すべきことではあるが、併し兎も角、此轉嫁によりて負擔が經濟上の強者からして弱者に移されることにはなる。(b)然るに俸給生活者の如きは團結力も乏しく、其經濟上の地位も低く弱く、そして其所得が俸給として稍長期的に定まるので、其の爲め、彼に課せられたる直接税も、彼に轉嫁されたる間接税も之を他に轉嫁することが出來ずして、弱き乍らにも泣く泣く重き負擔に苦しまなくてはならぬことが少くない(註三四)。小さな定額利子を受くる者にありても其税につき類似の關係に立つことがある(註三五)。斯くして可なり多くの場合に轉嫁の結果として、弱者が苦しみ、強者が樂をするといふことになる。

(註一七) コンラードは、轉嫁は力の問題だと爲し、ユーベルヒも、轉嫁問題は第一位に力の問題であつて、屢々、競争に於て經濟上の弱者が不平等に分配されたる税を轉嫁することが出來ず、併し却つて往々にして他人の税をも共に擔ふことになるといひ、チスカも、轉嫁問題は力の問題であつて、經濟上政治上方の一層強き者、資本力の大きな者が通例、租税を弱き者に轉嫁すると爲し、テアハルレも、轉嫁は一の事實及勢力の問題であつて、即ち租税義務者から他の者へ租税轉嫁が生ずるか否かは主として國家的力的の問題ではなくて經濟上の力の問題だといひ、クラインウエヒターは、轉嫁の争の結果は常に且つ到處に同じである。即ち強者が競争の勝利者として現はれ、弱者が租税を自ら引受けなくてはならぬと爲し、バステープルも、生産者と消費者との間には争闘があつて、各人が他人に損害を投じやうと努めて居る。そして多くの場合、當事者双方の相對的の力によりて定まると爲し、プアウは、社會的經濟的力の關係は、需要供給法則の特に一部經濟外に條件せられたる變種としてのみ轉嫁に働くと爲し、ペラフェルデスは、既に過重負擔となつて居る個人、又は其經濟上の地位

からしては租税を絶対に擔ふことの出来ない者、即ち最弱き經濟力が新しい税から負はさるる場合の轉嫁は大問題だといふて居る。<sup>17)</sup>

(註一八) クライウンウエヒターは、一般にいふて直接消費税は轉嫁すべきものでないといひ、セリゲマンは、此の如き直接税  
用財産の上の税は轉嫁が出来ない。何ぜとなれば其財産が賣却せられず、且つ賣却される何ものをも生産しないからといふ。<sup>18)</sup>

(註一九) ホツクは、給料税は通例十分に企業者に前轉すと爲し、スタンプは、賃金労働者への直接税が、其生活必需品への消費を減ずることとなつて、能率に影響し、隨つて他階級に轉嫁さるることとなるのは、特定の不必要品消費税よりも著しいといふて居る。<sup>19)</sup>

(註二〇) エーベルヒは、組織力ある労働者は賃金引上によりて、轉嫁を實現するを得と爲し、ブアウは、労働者の社會上の力の地位は其有利にまで推移し、之と反對に、生産者(企業者)階級の社會上の力の地位は疑もなく、其不利にまで變化したと爲す。<sup>20)</sup>

(註二一) バステーブルは、生産者消費間の争に於て、生産者は通例、一層小き、且つ一層長く組織された階級だから、其有利に於ける機會を有つといふ。<sup>21)</sup>

(註二二) エーベルヒは、企業者の一大部は物の價格の引上によりて轉嫁を實現し得と爲し、シェフラーは、商業者と小なる農工者との對立に關し、商業資本が平均して一層の強者であつて、強き競争に於て及強制賣却に於て、生産者側が遙かに弱き當事者となる。大商業資本は、むしろ印紙税額以上をも前又は後轉し得るの地位にありて、營業取引上弱き商人は通例、交通印紙を自ら擔ふこととなるといふて居る。尙拙文参照。<sup>22)</sup>

(註二三) ペラフェルデスは、間接税にありては轉嫁の行はるるのが恰かも理論上及實際上の假定に外ならぬといふ。<sup>23)</sup>

(註二四) エーベルヒは、確定的に任命されたる公吏等は轉嫁を實現し能はずと爲し、チスカも、弱き労働階級、特に役人使用人が余き轉嫁過程の最主たる受難者であつた。即ち彼等は租税控除(租税として賃金より引去らるること)を給料引上によ

17) Conrad, Fw. 9. Aufl. S. 20. Eheberg, a. a. O. S. 215. Tyszka, Fw. 2. Aufl. S. 107. Terhalle, Steuerlast und Steuerkraft. S. 43-43. 54. Kleinwächter, Fw. S. 128. Bastable, Public finance. 3 ed. p. 375-376. Pfau, Industriepolitische Gesichtspunkte in der Besteuerung. S. 128. Bela Földes, a. a. O. S. 322.



りて轉嫁することが出来なかつた。而かも彼等は租税により二重に捕捉せられることとなつた。一度は、彼等に事實上の給料税が負はされる(税額だけ給料を減却せられて)。今一度は、強き労働階級、手労働者の轉嫁競争によりても負はされることとなる(此が賃金引上となり物價騰貴を生じ、全き消費者に負擔せしめらるるだけにて)といふて居り、ペラフェルデスも、所得が全く又は暫らく確定された後に、税を轉嫁し得ざる經濟上の塊がある。即ち定額收入から生活する人々は税を轉嫁し得ぬ。——此に屬するは有らゆる年金者終身年金者等て、一定の時の間、確定されたる<sup>ふ、<sup>24)</sup></sup>ときの勞賃も此性質を取るとい

(註二五) エーベルヒは、定額利子請求の債權者等は轉嫁を實現し能はずと爲し、クラインウエヒターも、利子が解約すべからざる關係にて收入さるときは、利子取得權者は自ら税を擔ふの外ないといひ、ペラフェルデスは、定額收入より生活する人々は税を轉嫁し得ない。所得が多少永き時の間、契約上確定された者も同様であり、物の賃貸、貸家、資本貸の所得の如しといふて居る。<sup>25)</sup>

(B) 動機——右經濟上の強者の專横に依る弱者の苦痛は、齊しく利己心の發動によりて生ずる(註二六)。人は何人でも出来れば其負擔を少しでも逃れやうとするものである。其れで經濟交通上有利なる機會を捉へて轉嫁を行ふのであり、結果は社會上寒心すべきことにもなるが、其は人が此につき單に經濟の大勢を利用する限り、不正不法の手段を採らざる限り、現代の經濟社會にては仕方のないことであるとしなければならぬ。強めて其反公共的結果を咎めることは出来な

18) Kleinwächter, a. a. O. S. 128. Seligman, Shifting and incidence of taxation. 2 ed. p. 260.  
19) Hock, Die öffentlichen Abgaben und Schulden. S. 102. Stamp, l. c. p. 75.  
20) Eheberg, a. a. O. S. 216. Pfau, a. a. O. S. 128.

(B) 助因——此轉嫁は動機としては利己心に出づるけれども、背景としては經濟交通の存在並に其發達といふものを有つ。即ち賣買貸借等の交通の行はるゝ間に生ずるのであり、又生じ得るのである。交通なきの處には此轉嫁は行はれ得ないのである(註二七)。併し又此にて成功するのには、偶々物體の性質を利用すといひ得ることもある(例之、動的資本)、斯の如き特殊の事情を別として、多くの場合、資本金の大きいといふことか、團結力の強いといふことかが必要で、此二の中の何れか一つか、又は此二つとも兼備はるかのごときに一層有效に行はるゝのである。轉嫁を有利に導く主要なる方が此二に存することは考へさせられることである。經濟上の強者優者が此轉嫁戰爭に勝を占めるといふても、其は此經濟上の有形力と無形力とをもつ者が勝つといふことなのである。

(註二七) クライウンウエヒターは、租稅轉嫁は、問題となる所の經濟(箇別)が、此稅につき第二の經濟と、交通に立つだけにてのみ可能だと爲し、ジェンセンも、轉嫁は納稅者により交換せらるゝ商品又は勤務の價格に於ける變化によりての外には生ずる能はずと爲し、アレインも、課稅が問題となる所の品物の爲めの市場條件を變更するときのみ、稅の轉嫁せらるゝことが事實だと爲し、ブアウも、第一擔稅者から租稅を移さるゝ者は、彼が彼の方にて或財、資本、給付を市場に持來し得るときにのみ自ら保護し得ると爲し、コンラードは、交通が斷へず轉嫁に機會を與ふると爲し、ホツクも、支拂はれたる稅の取返(轉嫁)が交通の間に行はると爲し、エーベルヒも、租稅轉嫁の下に、人が私經濟的交換交通の方法にて、納稅者から他人へ租稅負擔の移轉を解すといひ、テアハルレも、轉嫁の隠れるのは複雑なる交通事實である。何ぜんれば轉嫁は實に唯だ、需要供給の變化により、市場の新成形によりて行はるゝからといひ、ペラフェルデスは、租稅負擔分配上の利益戰爭の

- 21) Bastable, l. c. p. 376.  
 22) Eheberg, a. a. O. S. 216. Schäffle, Steuern. B. T. S. 402. 拙著租稅研究  
 四卷 196. 八卷 176-7.  
 23) Bela Földes, a. a. O. S. 322.  
 24) Eheberg, a. a. O. S. 216. Tyszka, a. a. O. S. 109-110. Bela Földes, a. a. O. S. 321-322.

中の、私的性質のもの、中に、各箇の租税力の間、交通の範囲内に行はれて且つ其目的が他の者の損害に於て或租税力の負擔の減少たる所の競争がある。此競争の最主要的なるものは租税轉嫁であり、其轉嫁とは財の交通に伴ふ現象で、其にて租税主體が其負擔として定められたる租税を、其者にとり價格成形上の有利なる地に於て、此と交通行爲に入り來る他の者に推しやるものだといふて居る。<sup>25)</sup>

(二) 對策——此轉嫁の發生によりて生ずる不公正又は弊害を防止するのに、經濟交通を止めるといふことは出來ない。此經濟交通に於て動く限りに於て、不法不當の方法によりて現れない限りに於て、利己心を抑制するといふことも出來ない。此に租税道義を提出して制抑を加へることは出來ない。其が弊害だとしても、他方に經濟上の發達の爲めに生ずる貢獻に顧みて許容するの外ない。但し其過度の發動だけは全體上、抑制することを至當とすべく、之が爲めに一方には大資本の集中を抑制し、他方には團結が公正なる結果を齎らす如き轉嫁に導かざるだけにては之を制肘することを選むべしと爲す。

## 結 論

以上要之、租税に於て、政治的、反道義的、經濟的の強者が負擔を他の弱者に移すが爲めの運動が行はれて、其が或度まで成功して居り、結果として可なり多くの不公平をも生じて居る。之を其儘にしてはならないから、其表現の方法、動機、助因等を探究して、之に適切なる對策を講ずる事は、重要緊切の事とすべきである。

25) Eheberg, a. a. O. S. 216. Kleinwächter, a. a. O. S. 135. Bela Földes, a. a. O. S. 322.  
26) Kleinwächter, a. a. O. S. 127. Jensen, Public finance. p. 191. Plehn, Public finance. 5 ed. p. 322. Pfau, a. a. O. S. 126. Conrad, a. a. O. S. 20. Hock, a. a. O. S. 92. Eheberg, a. a. O. S. 212. Terhalle, a. a. O. S. 43. Bela Földes, a. a. O. S. 317-318.